

**宇土市重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）業務委託
プロポーザル実施要項**

1 業務の概要

(1) 業務名

宇土市重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）業務委託

(2) 目的

本業務は、社会福祉法第106条の4に規定された重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たすことが目的である。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 提案上限額

18,975,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

令和 8年度 6,325,000円

令和 9年度 6,325,000円

令和10年度 6,325,000円

※上限額を超える提案については認めないため留意すること。各年度の上限額も同様とする。

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇土市における当該委託業務等に係る競争入札参加資格を有していること。
- (3) 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年訓令第6号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、当該事業を適正に実施できること。具体的には、過去5年以内に多機関協働事業又はこれに類する業務を受託した実績を有していること。
- (5) 複数の会社等でグループを構成しての共同提案は認めない。

4 参加申込及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

提出書類：公募型プロポーザル参加申出書（別紙様式1） 1部

会社概要書（別紙様式2） 1部

類似業務実績一覧表（別紙様式3） 1部

申込期限：令和7年12月19日（金）午後5時（必着）

申 込 先：「12 担当課（問合せ先）」参照

方 法：持参又は郵送

(2) 参加資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和7年12月23日（火）までに、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（別紙様式5）により通知を行う。

5 質疑回答

(1) 質疑の受付

期 限：令和7年11月20日（木）午後5時（必着）

様 式：質問書（別紙様式6）

提 出 先：「12 担当課（問合せ先）」参照

方 法：メール（メール送信後、電話によりメールの受信確認を行うこと）

(2) 質問の回答

期 日：令和7年11月28日（金）

方 法：市ホームページにて回答書を公開する。ただし、個別に回答すべき情報である場合は、質問者宛てメールにて回答書を送付する。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部・副本7部

※副本には、会社名等が分かるような記述は一切しないこと。

(ア) 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 業務実績について
- ② 本市の包括的な支援体制に係る現状と課題、事業計画について
- ③ 業務の実施体制について（配置予定職員の能力、経験等及び複数名で対応が必要な場合等の組織としてのフォロー体制）
- ④ 多機関協働事業の取組方法について（複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理の方法等）
- ⑤ 相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業等の他事業・他分野との連携について
- ⑥ 自社の独自性、優位性について

(イ) 企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとし、正本には表紙（別紙様式7）を添付

すること。なお、文字サイズは11ポイント以上とすること。

(ウ) 企画提案書は、表紙を除いて20ページ以内とする。

(エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 類似業務実績一覧表（別紙様式3）正本1部・副本7部

ウ 業務実施体制調書（別紙様式4）正本1部・副本7部

エ 見積書（任意様式）正本1部・副本7部

※見積の総額を税込価格で記載すること。また、内訳書（任意様式）を作成すること。

(2) 提出期限

期 限：令和8年1月15日（木）午後5時

受付場所：「12 担当課（問合せ先）」参照

方 法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 プレゼンテーションの実施

提案者は、令和8年2月3日（火）に開催する評価委員会において、プレゼンテーションを実施するものとする。ただし、評価委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

なお、詳細については別途通知する。

8 評価要領

(1) 評価方法

ア 評価を厳正かつ公正に行うため、宇土市重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

イ 評価は、事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。

ウ プレゼンテーションは、令和8年2月3日（火）に実施を予定しており、詳細については、別途通知する。

エ 出席者は3人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1名及び主担当者1名は必ず出席すること。

オ 実施時間は、提案する各事業者につき、プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分程度とすること。

カ プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

キ プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては市が準備する。

ク プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

ケ 評価は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。

コ (2)に定める評価基準に基づき、評価委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、評価し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	➤ 多機関協働事業又はこれに類する業務を受託した実績があるか。	10
事業計画	➤ 事業の目的を理解し、本市の包括的な支援体制に係る現状と課題を把握しているか。 ➤ 事業計画の具体性、実現性があるか。	20
実施体制	➤ 支援を実施するのに必要な能力、経験等を有する職員が不足なく配置されているか。 ➤ 複数名で対応が必要な場合等の組織としてのフォロー体制は整っているか。	20
取組方法	➤ 複雑化・複合化した支援ニーズについて、各支援関係機関の役割分担等、事例全体の調整機能の役割を果たすことが可能であるか。	25
関係機関との連携	➤ 多機関協働事業を実施するに当たり支援関係機関等との連携は円滑に進められるか。	10
創意工夫・独自性	➤ 業務にあたって創意工夫、独自性のある提案がなされているか。	5
論理性・正確性	➤ 提案書及びプレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。また、質疑応答は適切に対応されているか。	5
見積金額	基本額＝最も低い提案額＝5点 評価点数＝（基本額／提案額）×5点	5

(3) 受託候補者特定方法

ア 評価点は満点を100点とし、評価項目の点数の合計点を評価委員ごとに算出する。

イ アで算出した結果の評価委員の平均点を提案者の評価点として順位付けを行う。

ウ イの評価点の60点（6割）を最低評価点数とし、これを満たさない場合は、選定しないものとする。

エ 提案者が1者のみの場合でも、ウに示す最低評価点数以上であれば受託候補者として選定する。

オ 最終的な評価結果が同点の場合は、評価基準における「取組方法」の評価点が高い者を選定する。

9 評価結果の通知

評価結果については、提案者それぞれに結果通知書（別紙様式9-1、9-2）により文書で通知する。評価結果に対する異議申し立ては認めない。

10 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

項目	日程
公募開始及び参加申込受付開始	令和7年11月6日(木)
質疑受付期間	令和7年11月6日(木)～11月20日(木)午後5時まで
質疑回答期限	令和7年11月28日(金)
参加申込締切	令和7年12月19日(金)午後5時まで
参加資格確認通知	令和7年12月23日(火)
企画提案書等の提出締切	令和8年1月15日(木)午後5時まで
評価委員会開催（プレゼンテーション）	令和8年2月3日(火) ※変更の可能性有
評価結果の通知・公表	令和8年2月上旬 ※変更の可能性有

11 契約の締結

市は、評価委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 担当課（問合せ先）

〒869-0492

宇土市浦田町51番地

宇土市 健康福祉部 福祉課 福祉政策係 担当：藤本

電 話 0964-27-3317

FAX 0964-22-5515

Mail fukushi03@city.uto.lg.jp

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報開示請求があつた場合は、宇土市情報公開条例に基づき

取り扱うこととする。

- (4) 提出された参加申出書、企画提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別紙様式１０）を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に企画提案書を提出した者